平成２１年（フ）第１６１４号
東京都府中市晴見町１丁目28番地府中グリーンハイツ６―411
破産者　岩崎　弘志
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１８２０号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目１番６号
破産者　日本ホーム株式会社
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２４６９号
神奈川県藤沢市獺郷736番地10
破産者　有限会社オーエヌオー
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９号
千葉県浦安市北栄２丁目22番19号
破産者　株式会社ガレージ
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第６９号
静岡県湖西市梅田541番地の１
破産者　株式会社ハートフルタウン
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第８９号
三重県松阪市垣鼻町1092番地48
破産者　増井　　昇
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２０年（フ）第１０４号
三重県多気郡大台町弥起井509番地11
破産者　米森　清裕
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１００号
三重県度会郡大紀町阿曽258番地27
破産者　片岡　幹夫
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１３６号
三重県松阪市塚本町３番地の１
破産者　有限会社ショーナン
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１４５号
三重県多気郡明和町大字佐田855番地５
破産者　塚田　千広
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第５７号
三重県志摩市大王町船越2578番地３、破産手続開始決定時の住所三重県志摩市阿児町神明1400番地87
破産者　川崎　幸延
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第３７８号
滋賀県高島市鴨川平３丁目５番地の10
破産者　有限会社岸田測量設計事務所
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１９９９号
京都市中京区高倉通二条下ル瓦町555番地１西村良ビル３階
破産者　株式会社西澤善
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８９４号
熊本県鹿本郡植木町大字滴水501番地６
破産者　株式会社吉村建設
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２１９号
栃木県栃木市箱森町38番９号
破産者　森戸　延行
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２１年（フ）第１３５号
千葉県富津市六野549番地の３
破産者　田村　　茂
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第５０２号
愛知県稲沢市駅前２丁目41番21―601号
破産者　庄司伊勢吉
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５０９号
千葉県八千代市上高野1333―３、開始決定時の住所愛知県一宮市今伊勢町宮後字稲荷20番地５
破産者　土屋　　剛
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３号
愛知県岩倉市宮前町２丁目６番地　カーサ宮前204号
破産者　ボディーリペア中部こと　長屋　直樹
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第８１６号
茨城県水戸市笠原町159番地の３　山野コーポ２階Ｂ205号
破産者　小豆畑廣國
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所